2024年11月5日（火） 14:34

【文科省・周知】令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」の趣旨等について

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

各都道府県教育委員会免許事務主管課

教職課程を置く各国公私立大学担当課

放送大学学園担当課

各指定教員養成機関担当課

独立行政法人教職員支援機構担当課　　御中

（BCCにて送付。御担当が異なる場合は適切に回付願います。）

お世話になっております。

文部科学省教育人材政策課教員免許・研修企画室法規係です。

令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」の趣旨及び「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）」に関する質問がありましたので、幅広に共有させていただきます。

（御質問）

① 質問等の発端となった事実関係

令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」別添の記載例2において、令和6年3月31日までに修得した授業科目「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」が、改正後科目区分の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位として記載されている。

②質問等に関する組織としての見解

令和6年3月31日までに修得した授業科目については、どの科目区分にも属さない『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位として記載する。

③ ②の見解に至った根拠（条文、過去解釈、Q＆A等）

・令和5年改正教育職員免許法施行規則附則第2条第5項

・令和5年9月27日5文科教第1015号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」2-2（1）①及び③

・2023.10.3令和5年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料1 P.17

④ ①～③を踏まえ、法令解釈等において疑義のある点及びその理由

本学にて関係の通知等を拝見した結果、次の【１】【２】のどちらで解釈すべきか判断しかねているため、確認させていただきたい。

【１】令和5年改正教育職員免許法施行規則第2条第5項について、令和5年9月27日付通知の2-2（1）①に基づき、令和6年3月31日までに修得した授業科目については、"② 質問等に関する組織としての見解"のとおり、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の4科目区分を全て修得していた場合にのみ、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができると解釈する。

【２】"①質問等の発端となった事実関係"のとおり、令和6年3月31日までに修得した授業科目については、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の4科目区分を全て修得していなくとも（1科目区分の修得でも）、大学の判断により、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができると解釈する。

（回答）

御質問の件については、【１】のとおり。

令和6年4月4日付け事務連絡は、あくまで「一般的包括的内容を含む」としてみなしてよいか否かに関する解釈変更であって、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号。以下「改正省令」という。）」における経過措置規定の適用に何ら影響を及ぼすものではない。

詳細は以下のとおり。

１．令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」（以下「事務連絡」という。）の趣旨について

あくまで複合事項に含まれる含有事項（例えば、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】（複合事項）のうちの、【物理学実験】【化学実験】【生物学実験】【地学実験】（含有事項））について、これまでは含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合に、それらを合わせて複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したものとみなすことは基本的にできず、複合事項全体に含まれる含有事項は1つの大学等で修得する必要があったところ、複合事項に含まれる含有事項に関する科目を異なる大学等で修得した場合に、含有事項に関する科目のそれぞれについても一般的包括的内容を含んでいると授与権者において確認できる場合は、共通開設されているかどうかを問わず、それらを合わせて、複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したと認めることを可能とする解釈変更を行ったものである。

そのため、事務連絡の記載例2では、「令和6年3月31日までに修得した授業科目「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」が、改正後科目区分の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位として記載」されているわけではなく、あくまで改正後科目区分の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】が、令和6年4月1日以降に、例えば「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」「理科実験（生物学実験）」「理科実験（地学実験）」等のように大学の授業科目の開設上分けて開講されている場合に、そのうちの「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」のみの単位を修得した際の記載例を示しているに過ぎない。（教科専門の科目区分の改正によって実験系科目については、法令上は1科目となったものの、開設上は引き続き別個に開設されることは一般的にみられるであろうことから、一般包括性に係る解釈変更を説明するに当たっての「複合事項」に当たる事項のあくまで一例示として示しているのみであって、記載例2の「「理科実験（物理学実験）」などは令和6年3月31日までに修得した旧規則下での授業科目を示しているわけではない。）

２．改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位について

附則第2条第2項に規定するとおり、令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでにこれらすべての科目の単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに既にすべて修得している場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができるが、その一部のみしか修得していない場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位としてみなすことはできない。

なお、一部のみを修得している場合に、（個別の事項は満たさないが、）単に「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことはできる（同条第6項）。この場合の学力に関する証明書における記載については、当省において以下の記載例をお示しすることを検討している。学力に関する証明書の記入例については追って当省ホームページに掲載する予定であることを申し添える。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 |  |  |  |  |
|  | うち物理学実験にかかる科目 |  |  |  |  |
| うち化学実験にかかる科目 |  |  |  |  |
| うち生物学実験にかかる科目 |  |  |  |  |
| うち地学実験にかかる科目 |  |  |  |  |
| ○ | ○○○○○○ | ○ | 注）「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和５年文部科学省令第31号）附則第２条第５項（又は第３条第５項）により、同令による改正前の「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位を「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位に読み替えている。 |